

平成28年10月1日から、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大へ

Q 10月1日から週20時間以上のパートでも厚生年金に加入しなければいけないと聞きましたが、加入条件などがあるのでしょうか。当社は、社員200名でパートが400名います。厚生年金の被保険者はパートを含め300名です。健康保険は東食国保です。

A 今回の法改正では、①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8万8千円以上であること④学生でないこと⑤常時501人以上の被保険者がいる事業所であることとされており、御社の場合は⑤に該当しないため対象にはなりません。

ただし、御社で被保険者になっている従業員でかけもちをして働いている方が、他方の事業所で短時間労働者として被保険者に該当した場合は、これまでと同様に二以上勤務被保険料はそれぞれの事業所の報酬月額を合算して算出された標準報酬月額を基に、それぞれの事業所の報酬月額に基づき按分した保険料を納めることになります。

健康保険については、他方の事業所が、協会けんぽに加入している場合は、協会けんぽに加入することになるため、東食国保は脱退となります。（協会けんぽの保険料を按分して納付します。）

また、他方の事業所の管轄年金事務所が違う場合で、本人がそちらを選択した場合は、算定基礎届、月額変更届、保険料の納付などを選択した事業所を管轄する年金事務所へ届け出ること

になります。

今回は被保険者が501人以上の事業所が対象でしたが、近い将来全事業所が対象になることが予想されます。